

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県暴力団排除条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成24年10月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(県の責務) 第4条 県は、基本理念にのっとり、県民等の協力を得るとともに、 法 <u>第32条の3 第1項</u> の規定により公安委員会から鳥取県暴力追放運	(県の責務) 第4条 県は、基本理念にのっとり、県民等の協力を得るとともに、 法 <u>第32条の2 第1項</u> の規定により公安委員会から鳥取県暴力追放運

動推進センターとして指定を受けた者（以下「暴力追放運動推進センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

動推進センターとして指定を受けた者（以下「暴力追放運動推進センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

附 則

この条例は、平成24年10月30日から施行する。